

除染特別地域等の除染

汚染状況重点調査地域における除染



汚染状況重点調査地域とは？

市町村が中心となって除染を実施する地域

放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち、汚染状況について重点的な調査測定が必要であるとして指定を受けた市町村※

※全国で8県97市町村を指定（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）（平成28年3月末現在）。このうち除染実施計画を94市町村が策定し、除染を実施。

環境省「除染情報サイト」より作成

除染の枠組みには、「汚染状況重点調査地域」という地域があります。これは、汚染状況について重点的な調査測定が必要な地域という意味です。具体的には、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち、放射性物質汚染対処特措法に基づいて、汚染状況について重点的な調査測定が必要である「汚染状況重点調査地域」として指定を受けた市町村です。

これらの地域では、市町村が中心となって除染の実施を進めていきますので、汚染状況重点調査地域として指定を受けた市町村は、必要に応じて重点的な調査測定を実施して、実際に除染を行っていく区域（除染実施区域）を定めた上で、当該区域についての除染の計画（除染実施計画）を策定し、この計画にのっとって除染を進めています。国は、各市町村と十分な連携を図り、技術的支援及び財政上の措置を講じます。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日